

栃木市の産業振興施策のご案内

市では、各産業分野の支援施策として、下記メニューをご用意しておりますので活用ください。

	経営安定支援	商店街活性化支援	産業財産権取得支援	就農支援
	経営支援事業	空き店舗活用促進事業	産業財産権取得支援事業	新規就農サポート事業
概要	栃木県産業振興センター「専門家派遣事業(中小企業診断士、技術士等)」を利用した際の経費を補助する制度	店舗の改修・家賃及び出店後の専門家相談に係る経費の一部を補助する制度	特許権・実用新案権など産業財産権の取得に要した経費の一部を補助する制度	新たに就農する者を対象に、各種助成制度の紹介やセミナーの案内及び就農に係る経費の一部を補助する制度
額限度・補助率等	「専門家派遣事業」に要する企業が負担する経費の全額。(派遣1回につき1万6千円、年度内に4回まで利用可能、最大6万4千円)	改修:対象経費の1/2に相当する額(上限100万円)。家賃:12ヶ月分の1/2に相当する額(上限50万円)。専門家:対象経費の1/2に相当する額(上限1万6千円。5回まで)。	対象経費の2/3の額。ただし、特許権は50万円、実用新案権、意匠権及び商標権は10万円を限度とする。	補助額上限30万円。
補助対象	栃木県産業振興センター「専門家派遣事業」の採択を受けた中小企業者	市内の対象地域の空き店舗を活用し創業するもの。	産業財産権を取得後、6か月以内に申請するもの。	・満40歳以下 ・市内に3年以上住所があり、現在住所を有し、今後1年にわたり居住する見込みの者 ・市内において農業に新規就農し、栃木県及び市において、新規就農者であることを認められた者等
担当課		本 商工観光課 ☎(21) 2508・2372		本 農林課 ☎(21) 2381

平成26年11月定例教育委員会開催のお知らせ

- ◆日時 11月21日(金) 14時～
- ◆場所 栃木市都賀図書館(都賀町原宿)
- ◆問合せ 本 教育総務課 ☎(21) 2461

75歳の誕生日を迎える方へ

75歳の誕生日から、それまでの健康保険を抜けて後期高齢者医療制度に移ります。75歳の誕生日前に「後期高齢者医療被保険者証」を郵送します。保険料の通知は誕生日の翌月以降に郵送します。

本 保険医療課 ☎(21) 2137

定住促進対策について

(1) 栃木市の人口推移について

国立社会保障・人口問題研究所から平成25年3月に公表された将来推計人口によると、本市の人口は2040年には106,646人まで減少するとされています。

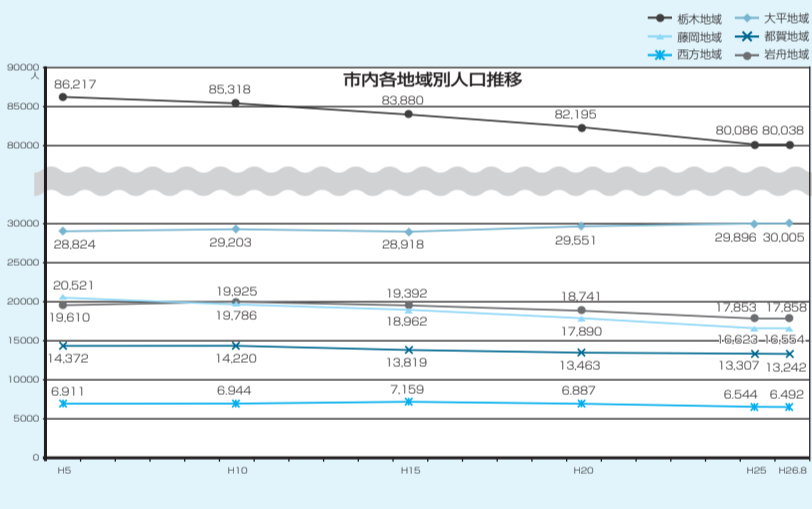
その数字を裏付けるように、下記の人口推移グラフでは、地域ごとの折れ線グラフが、大平地域を除くと右肩下がりの減少傾向が続いているのがわかります。人口減少は、本市の活力が失われるとともに、市の存続にかかわる深刻な問題です。

こうした現状を踏まえ、本市の人口減少に歯止めをかけ、定住人口の増加を図るため、今年度、「栃木市定住促進対策本部」を立ち上げました。また、その中で40歳以下の若手職員による研究会も組織し、定住促進並びに出生率増加につながる実現可能で斬新な施策の研究を始めたところです。

その研究会の名称は「栃木に住もう」という言葉に親しみを込めて、ひらがなで「とちにすも」としました。

本市では、今年度中を目途に定住促進策をまとめていく予定です。

◆問合せ 本 総合政策課 ☎(21) 2302



インターネット公売を 開催します

市税の収入確保と納税の公平性を図るため、滞納処分としてヤフー株式会社とのインターネットオークションを利用した公売を実施します。なお、公売は納付の状況等により中止になる場合があります。

◆日時

- 参加申込期間 11月5日(水) 13時～
- 11月18日(火) 23時～
- 入札期間 11月25日(火) 13時～
- 11月27日(木) 23時～
- 下見会開催日時 11月14日(金) 10時～16時

◆場所 ヤフー官公庁オークションサイト内(下見会は本取税課前)

◆問合せ 本 取税課 ☎(21) 2281

平成27年版県民手帳販売

平成27年版県民手帳が11月上旬より、市内セブンイレブン・ローソン及び一部書店にて販売されます。価格はポケット判400円/通常判500円です。

本 総合政策課 ☎(21) 2306
本 栃木県民生活部統計課 ☎(21) 2252

危険ドラッグに注意を

最近、危険ドラッグの乱用に関係する事件や事故が多発しており、極めて憂慮すべき状況にあります。危険ドラッグは「合法」などと称して販売されていますが、麻薬や覚醒剤と似た化学物質が含まれており健康被害や異常行動を引き起こすことがあります。大変危険な物なので、絶対に

使用しないでください。

◆薬物相談窓口

栃木県南健康福祉センター ☎0285(22)6119
栃木県保健福祉部薬務課 ☎028(623)3779

平成27年度学童保育 利用申込受付

保護者の就労等により、放課後に家庭での保護指導を受けられない児童を対象に、学童保育を実施いたします。詳しくは、本こども課に問い合わせください。

◆対象

栃木中央小、栃三小、栃四小、栃五小、南小、大宮北小、吹上小、皆川城東小、千塚小、大平、藤岡、都賀、岩舟地域内各小学校に在籍または入学予定の6年生までの児童。

※定員に限りがありますので、申込みいただいても利用できない場合があります。

◆申込み

11月17日～11月28日に、本こども課、各総合支所健康福祉課へ。
申込用紙は本庁、各総合支所及び各学童保育にあります。

◆問合せ 本こども課 ☎(21) 2223

女性に対する暴力をなくす運動 (11月12日～25日)

近年、社会問題となつてくる配偶者等からの暴力(ドメスティックバイオレンス(DV)、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等)といった女性に対する暴力をなくすため毎年11月12日から25日まで「女性に対する暴力をなくす運動」として、キャンペーン活動を行っています。

11月は児童虐待防止推進月間 「ためらわず知らせてつなぐ命の輪」

(平成26年度標語)

児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、心身の成長や人格の形成に悪影響を及ぼすものです。子どもを虐待から守るためには、子どもの立場が最優先されなければなりません。

◆身体的虐待 打つ、蹴る、熱湯をかける、タバコの火を押しつける、など

◆心理的虐待 言葉によるおどかし、無視、他のきょうだいと著しく差別する、夫婦間の暴力を子どもに見せる、など

◆ネグレクト(養育の怠慢・拒否) 食事を与えない、入浴させない、など

◆性的虐待 性的行為を強



「DV・デートDV講座」を開催します。

◆日時 11月25日(火) 14時～16時

◆場所 市役所本庁舎3階正庁(万町)

◆講師 阿部美代子氏(家族相談 エコーズ)

◆入場料 無料

◆申込 不要

◎ひとりで悩まないでまず相談を

・とちぎ男女共同参画センター相談ルーム ☎028(665)8720

・栃木警察署 ☎(25)01110

・ウイメンズハウスとちぎ ☎028(621)9993

・サイバーネット・ライフ ☎0285(24)5192

・警察安全相談

要する、など

◎「ちよつとした「目配り」(気配り)」で、子どもを虐待から救えます。子どもを不自然な傷・表情・行動や、保護者の不自然な言動に気づいてください。

◎相談(通告)は、虐待者の処罰のためではなく、問題を抱えている家庭を支援し、子どもを守るために行われるものです。相談(通告)者の秘密は守られます。

◎子育てでお悩みがありましたら、相談ください。一緒によい方法を考えましょう。

◆相談(通告)先 本こども課 ☎(21) 2226

全国「斉女性の人権ホットライン」強化週間

◆日時 11月17日(月)～11月23日(日)

◆時間 8時30分～19時(土・日曜は、10時～17時)

◆実施機関 宇都宮地方務局 栃木県人権擁護委員連合会

※相談は、無料で秘密厳守。どうぞ安心して相談ください。(ゼロナナゼロのホットライン)

本 人権・男女共同参画課 ☎(21) 2162

☎0570-070-810